使用済 GIGA スクール端末等売却・データ消去
仕様書

1　趣旨

本仕様書は、西郷村（以下、「売主」という。）が保有する使用済み GIGA スクール端末及びその付属品について、有償で売却するとともに、端末に保存されている情報を確実に消去し、再使用可能な端末は中古品として適正に再使用し、再使用不能な端末は関係法令に基づき再資源化又は処分することについて、必要な事項を定めるものとする。

2　対象物品

対象物品のメーカー、型番、予定数量、付属品及び引渡場所は、次の表のとおりとする。
対象物品は現況有姿で引き渡し、正常動作、付属品の数量、再販売可能性及びソフトウェアの使用権は保証しない。電源不良、画面割れ、外装破損、バッテリー劣化その他の故障品が含まれる可能性がある。

【回収場所・回収数量表】

番号	引き渡し場所 名称	引き渡し場所 住所	引渡し端末予定数量（台） （Apple iPad）			付属品
			MW742J 第 7 世代	MYL92J 第 8 世代	MK2K3J 第 9 世代	
1	西郷村立熊倉小学校	〒961-8091 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 33-1	394	33	22	■タッチペン ■キーボード ■充電ケーブル
2	西郷村立小田倉小学校	〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字原中 189	392	11	23	■タッチペン ■キーボード ■充電ケーブル
3	西郷村立米小学校	〒961-8031 福島県西白河郡西郷村大字米字向山 59-1	187	11	15	■タッチペン ■キーボード ■充電ケーブル
4	西郷村立羽太小学校	〒961-8001 福島県西白河郡西郷村大字羽太字新宿 52	49	0	11	■タッチペン ■キーボード ■充電ケーブル
5	西郷村立川谷小中学校	〒961-8071 福島県西白河郡西郷村大字真船字蒲日向 269	51	3	17	■タッチペン ■キーボード ■充電ケーブル
6	西郷村立西郷第一中学校	〒961-8091 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字火打山 5	328	7	25	■タッチペン ■キーボード ■充電ケーブル
7	西郷村立西郷第二中学校	〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上野原 459-1	213	5	22	■タッチペン ■キーボード ■充電ケーブル
8	西郷村教育委員会	〒961-8501 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40	21	0	0	■タッチペン ■キーボード ■充電ケーブル
計			1635	70	135	

※合計台数は導入時のものであり、数量の減があり得る。また、各拠点の数量は概数である。

3　入札参加資格

入札参加者（以下、「買受人」という。）は、次の要件を満たすこと。
（1）情報機器の買取り、データ消去又は再販売実績を有すること。
（2）回収から再使用又は再資源化までの処理フローを明示できること。
（3）再使用不能品について、次のいずれかの処理体制を有すること。
（ア）使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、福島県を含んでいるものに限る。）に基づく処理体制
（イ）資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促

進法」という。）に基づく製造事業者等（製造事業者でない場合は、Apple Japan 合同会社の正規ディストリビューター）の回収・再資源化体制
（4）端末のデータ消去完了証明書を発行できること。
（5）ADEC 、ISO/IEC 27001 、NIST SP 800 800-88 に準拠した消去・証明体制その他売主が同等と認める管理体制を有すること。

4　提出書類
売主は、買受人に対して次の書類の提出を求めることができる。
（1）会社概要及び業務実績
（2）業務実施体制図
（3）データ消去方法及び証明書の見本

5　引き渡し方法
（1）引渡しは、令和 9 年 3 月 23 日以降に行うものとし、具体的な日時については、契約締結後、売主と買受人が協議の上、決定するものとする。
（2）買受人は、搬出日程、作業人数、車両及び搬出方法を記載した計画書を提出すること。
（3）梱包、搬出、運搬及び必要な養生は、買受人の費用と責任で行うこと。
（4）引渡場所ごとに数量を確認し、受領書を提出すること。
（5）売買代金の納付確認後に対象物品を引き渡す。
（6）引渡し後の紛失、盗難、破損その他の危険は、売主の責に帰すべき事由を除き買受人が負担する。

6　端末管理及び保管
（1）対象端末をシリアル No.又は資産管理番号により個体管理すること。
（2）作業ログを取得できるブロック消去、暗号化消去、適切な上書き消去又は専用コマンド等により消去すること。
（3）未処理品、消去済み品、再使用可能品及び再使用不能品を区別すること。
（4）作業施設及び消去方法は、事前に売主へ届け出ること。

7　データ消去
（1）単なるファイル削除、OS 初期化、工場出荷状態への復元又は通常のフォーマットのみをデータ消去とは認めない。
（2）作業ログを取得できるブロック消去、暗号化消去、適切な上書き消去又は専用コマンド等により消去をすること。
（3）故障等によりデータ消去できないものは、記憶媒体を復元不能な状態まで物理破壊すること。この場合において、SSD 又は eMMC 等に、電気消去、ハンマー又はドリルによる単純な穴あけ等の不適切な方法を用いないこと。
（4）売主による作業立ち合い、映像確認又は抽出検査を受け入れること。

8　再使用及び再資源化
（1）データ消去が確認できない端末を販売又は譲渡してはならない。
（2）再使用する端末は、自治体名、学校名及び資産管理番号等のラベル表示を除去すること。
（3）再使用不能品は、入札時に申告した適法な処理ルートにより再資源化又は処分すること。
（4）処理ルートの不明な第三者へ再使用不能品を譲渡してはならない。

9　再委託
（1）本業務の全部を一括して再委託してはならない。
（2）業務の一部を第三者に行わせる場合は、事前に事業者名、業務範囲及び許認可を届け出て、売主の承認を受けること。
（3）買請人は、再委託先の行為について責任を負うこと。
（4）認定計画外の事業者に、認定を前提とした処理を再委託してはならない。

10　数量及び価格

（1）売主は、回収数量確定後、契約単価に基づき売買金額を確定する。

（2）買請人は、確定数量に契約単価を乗じた金額を、売主が指定する期日までに一括して支払うものとする。

（3）予定数量は、参考数量であり、実際の数量が増減した場合は、実数により精算する。

11　成果物及び業務完了

（1）買受人は、全ての対象端末についてデータ消去又は物理破壊完了後、データ消去完了証明書を売主へ提出すること。

（2）データ消去完了証明書には、対象端末ごとの個体番号、シリアル番号、消去方法、使用したデータ消去ソフトウェア又は物理破壊方法、作業日時、作業者等を記載すること。

（3）引き渡し総数と、再使用完了数及び再資源化・処分完了数の合計が一致し、処理未完了又は所在不明の端末がないことを売主が確認した時点で、業務完了とする。

12　事故対応等

端末の紛失、盗難、データ残存、誤販売、無断持ち出し、不正再委託又は不適正処理が発生し、又はそのおそれを認知した場合、買受人は直ちに売主へ報告し、販売停止、端末回収、被害拡大防止、原因調査及び再発防止を行うこと。

13　記録保存

個体管理記録、消去ログ、証明書、運搬記録、再販売記録及び再資源化記録は、業務完了日の翌日から5年間保存すること。

14　法令遵守等

買受人は、古物営業法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、個人情報保護法及び売主の情報セキュリティ関係規程を遵守する。

15　留意事項

（1）損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、売主の責に帰するべきものを除き、すべて買受人の責任において処理すること。

（2）その他

（ア）買受人は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した端末に含まれる個人情報の保護に必要な措置を講ずること。

（イ）買受人は、契約の履行が困難となる事由が生じた場合は、作業を一時停止し、直ちに売主へ当該事由の内容及び必要な措置を講じた場合は、その内容を、速やかに書面をもって通知すること。